青森県の海岸保全基本計画変更の概要について

○ 海岸保全基本計画とは



海岸保全基本計画とは、海岸法の３つの目的である「防護」「環境」「利用」の調和のとれた総合的な海岸管理を実施することを目的とし、海岸法において、都道府県知事が定めることとされています。

○ 計画変更の背景

- 本県では、平成１５年度に県内３沿岸の海岸保全基本計画を策定しました。
- その後、本県にも甚大な被害をもたらした東日本大震災が、平成２３年３月１１日に発生しました。この東日本大震災を教訓とし、今後、津波対策を講じるにあたっては、海岸堤防等を整備するうえで想定する津波、また住民避難を軸とした総合的な防災対策を構築するうえで想定する津波の、２つのレベルの津波を想定することなど、新たな考え方が国から示され、これを受け、本県では、下北八戸沿岸海岸保全基本計画を平成２５年度に変更しました。
- さらに、国は平成２６年度に海岸法を改正し、海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化するとともに、海岸保全基本計画に定める事項として、「維持又は修繕に関する事項」を規定したことを受け、平成２８年度に県内３沿岸の海岸保全基本計画を変更しました。
- このたび、国では「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2 年7 月）を踏まえ、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した海岸保全対策へ転換するため、令和2 年11 月に海岸保全基本方針が変更、令和3年7月に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令が一部改正・施行されました。
- これらを踏まえ、本県３沿岸の海岸保全基本計画を変更するものです。

○ 計画変更の対象範囲

青森県の沿岸は３沿岸に区分され、沿岸毎に海岸保全基本計画を策定していますが、今回は、すべての海岸保全基本計画について変更します。

津軽沿岸
（根岸（外ヶ浜町平舘）～ 秋田県境）



下北八戸沿岸
（岩手県境 ～ 北海岬（むつ市脇野沢））

陸奥湾沿岸
（北海岬（むつ市脇野沢）～根岸（外ヶ浜町平舘））

○ 変更の内容（概要）

現計画(平成29年3月)からの変更の概要は、下図のとおりです。

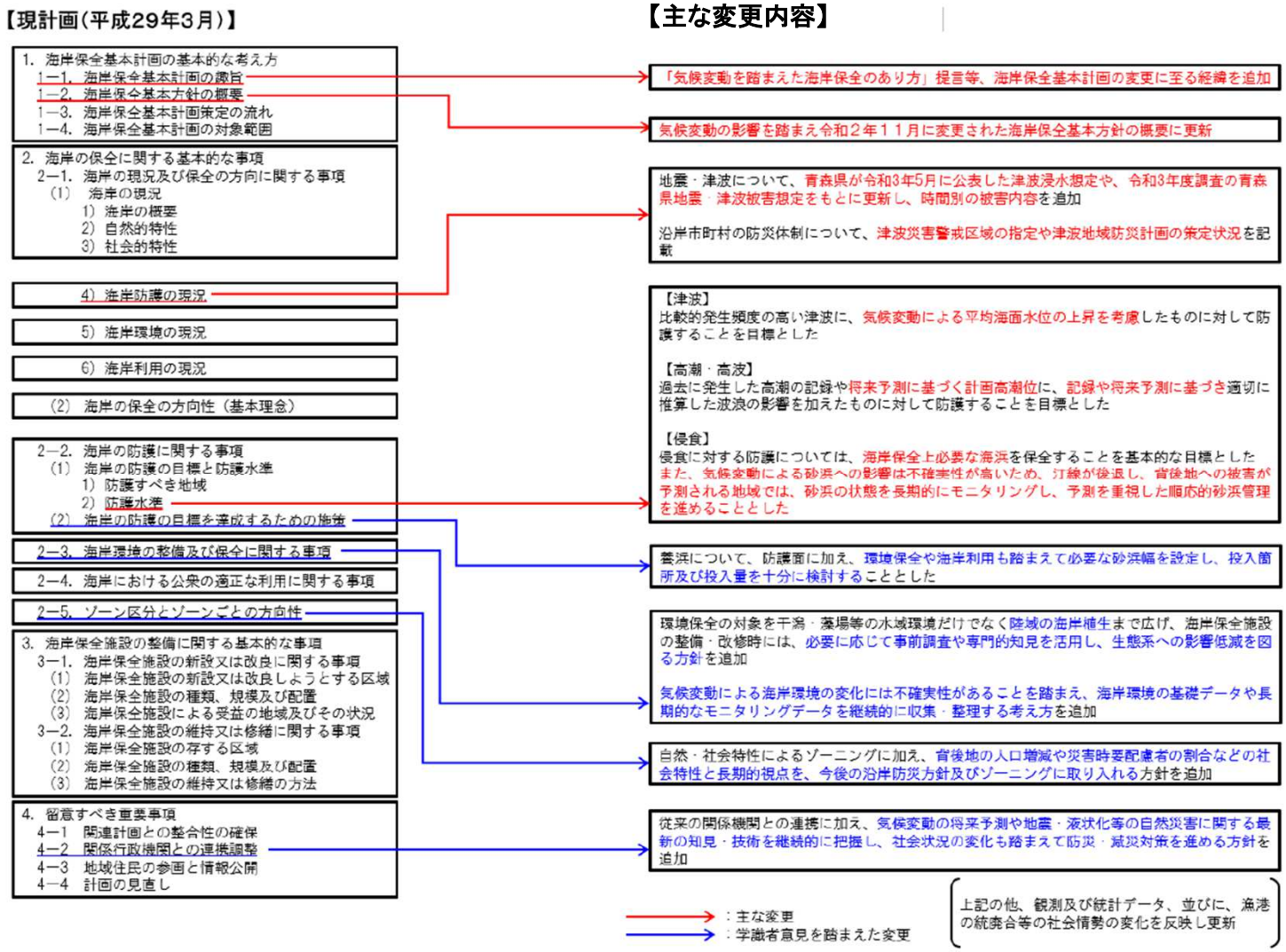

○ 計画変更の流れ

海岸保全基本計画を変更する場合、必要に応じ、学識経験者の意見を聞くとともに、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされています。

また、関係市町村長・関係海岸管理者の意見を聞くこととされており、これらの手続きを経て、海岸保全基本計画を変更・公表し、主務大臣に提出します。

